

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

4月12日発行

Vol.591

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

TEPCO

東京電力ホールディングス
福島復興本社

中間指針第五次追補等を踏まえた 追加賠償について 【お知らせ】

現在、弊社へのお電話が大変混みあっており、繋がりにくい状況となっております。また、弊社の相談窓口も大変お待たせしている状況が続いております。

大変ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

世帯構成や郵送先住所の変更につきましては、世帯代表者さまからWEB等でお手続きいただけます。世帯構成や郵送先住所に変更がない方におかれましては、弊社にご連絡いただく必要はありません。

ご請求に関しては、現在、WEB等での申し込みを受け付けておりますが、請求書でのお手続きも可能です。また、ご請求期限は設けておりません。

■ 中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関する専用ページ



■ 中間指針第五次追補決定における精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

☎ 0120-926-470

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・市内の入学式 ----- 2
- ・原ノ町駅オープンセレモニー --- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 8
- 双葉町 ----- 12

●東京電力ホールディングス

- ・中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ~WEBでの請求に関するよくある質問~ --- 18

●新潟県

- ・県外避難者の受入状況 ----- 20

4/6 木

市内の入学式

4月6日、市内の小中学校で新学期が始まり、各校で入学式が執り行われました。今年の新入生は小学生が390人、中学生319人でした。写真は石神第一小学校の入学式の様子です。



4/1 土

原ノ町駅オープンセレモニー

令和2年2月から整備を進めていた原ノ町駅前広場および駐車場が完成し、4月1日、オープンセレモニーが行われました。

より魅力的で利用しやすい玄関口を目指し、新たに相馬野馬追をモチーフとした時計塔を設置、駐車場の拡充や歩道の確保、バリアフリー化などを行いました。





南相馬市からのお知らせ

結婚新生活支援事業助成金

4月5日HP更新

令和5年度 南相馬市結婚新生活支援事業

新婚世帯の

結婚新生活 を応援します



南相馬市では、市内の新婚世帯に対し、結婚に伴う住居費や引越費用、家具・家電購入費などの一部を助成します。

対象となる方

交付対象者は、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、次の要件の全てを満たすものとします。

1. 交付申請日に、夫婦のうちいずれかが市内に住所があること
2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
3. 夫婦ともに、またはいずれかが、過去に同様の交付を受けていないこと
4. 夫婦ともに市町村税の滞納がないこと
5. 暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
6. 住居費、住居改修費について助成金の交付を受けようとする者にあっては、地域自治会（隣組）に加入または加入の見込みがあること

次ページへ続きます 

補助対象経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った以下の費用が補助対象となります。

ただし、婚姻前の住宅購入、婚姻前のリフォームについては、婚姻日からさかのぼって1年以内に契約したものに限ります。

■住居費

結婚を機に市内での住宅の取得または賃借のために要した以下の費用

ア) 住宅の購入費、新築工事費

イ) 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

■住居改修費

新たに取得または賃借した住宅、夫または妻が住んでいる住宅の改修費用

婚姻日から遡って1年以内に行った改修費を含む。

ただし、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽などの工事費用は対象外

■引っ越し費用

新たに取得または賃借した住宅、夫または妻が現に居住する住宅への夫婦いずれかの引っ越し費用のうち、引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

■家具および家電購入費

市内店舗にて購入をした家具・家電費用

ただし、購入した家具などの設置費用および古い家具などの処分費用は除く。

分類	品目内訳	品目の例
1 家具類	(1)家具関係	タンス、ダイニングテーブル（セットも可）、棚（テレビ台、レンジ台など）、ソファ
	(2)寝具関係	ベッド、布団
	(3)内装関係	カーテン、カーペット
2 家電類	(1)調理関係	冷蔵庫、電子レンジ、オーブントースター、炊飯器、ガスコンロ、食洗器
	(2)洗濯・清掃関係	洗濯機、乾燥機（布団乾燥機を含む）、掃除機、空気清浄機
	(3)冷暖房関係	エアコン、ヒーター（ストーブ）、こたつ、扇風機
	(4)映像関係	テレビ、DVDプレイヤー（レコーダー）
	(5)照明関係	照明器具
	(6)その他	Wifiルーター

次ページへ続きます 

助成金額

- 1世帯当たり 上限30万円
- 夫婦ともに29歳以下の場合 上限60万円

- 注意**
- ・ 家具・家電購入費用は上限金額のうち10万円まで申請が可能。
 - ・ 助成金に千円未満の端数がある場合には切り捨てとします。
 - ・ 助成率は10割になります。

交付申請書類

交付申請には次の書類が必要です。

1. 結婚新生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

▶ PDF形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonnyousiki1.pdf>



▶ Word形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonnyousiki1word.docx>

2. 住宅手当支給証明書（第2号様式）

住宅手当の支給を受けている方のみ提出

▶ PDF形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki2.pdf>



▶ Word形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki2kekkon.docx>

3. 同意書兼誓約書（第3号様式）

▶ PDF形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki3PDF.pdf>



▶ Word形式

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/yousiki3kekkon.docx>

4. 婚姻届受理証明書または戸籍謄本の写し

市内に住所を有する方で、市の公募などによる照会に同意された方は省略可

次ページへ続きます 

5. 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）

市内に住所を有する方で、市の公募などによる照会に同意された方は省略可

6. 夫婦双方の市町村税の完納証明書また又は直近の納税証明書

市内在住の期間によっては省略可となりますのでご相談ください。

7. 夫婦双方の直近の所得が証明できる所得証明書または納税証明書

市内在住の期間によっては省略可となりますのでご相談ください。

住宅を購入した場合の追加添付資料

住宅の売買契約書および領収書などの写し

住宅を新築した場合の追加添付資料

住宅の工事請負契約書および領収書などの写し

住宅を賃借した場合の追加添付資料

住宅の賃貸借契約書および賃借に要した費用に係る領収書などの写し

住宅を改修した場合の追加添付資料

住宅改修の工事請負契約書および領収書などの写し

引越費用がある場合の追加添付資料

引越費用に係る領収書などの写し

家具・家電購入費を申請する場合の追加添付資料

市内店舗で購入した家具・家電の領収書

交付申請方法

窓口、郵送による

交付申請期限

令和6年3月31日

交付決定の取り消し

申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

1. 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき
2. その他市長が不相当と認めたとき

次ページへ続きます 

アンケートへのご協力をお願い

本事業の改善に係る検討のため、結婚新生活支援事業を利用される新婚世帯を対象に、アンケート調査を実施しています。調査に協力いただきますようお願いいたします。

関連資料

制度の詳細については交付要綱、Q&Aなどをご参照ください。

▶ 結婚新生活支援事業助成金交付要綱 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonnyoukou.pdf>



▶ 結婚新生活支援事業助成金Q&A [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkonQA.pdf>



▶ 結婚新生活支援事業助成金チラシ [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/18/kekkontirasi.pdf>



問い合わせ

こども未来部 こども家庭課 こども企画係

TEL 0244-24-5215



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [4/7~4/14]

- 毎時00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 03分~ 令和5年新春 はしご乗り奉納
- 18分~ 昭和スターとアイドル展 Meets南相馬・原町 SHOWAタイムトリップ
- 22分~ 第2回 春のぴあまつり~イベントのお知らせ~
- 24分~ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 26分~ いきいき80体操 筋力トレーニングSTEP1編
- 33分~ 南相馬四季百景~南相馬 山紫水明の間から~
- 39分~ 南相馬見聞録“平出山摩尼院法蔵寺” “中目山岩松院阿弥陀寺”
- 46分~ 気をつけろ 空き巣編
- 48分~ 地域で笑顔の子育てサポート ファミリーサポートセンター
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みつーまん



浪江町からのお知らせ

【家財購入補助】津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金

4月1日HP更新

町では、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建を支援し町内での定住を推進するために、津波で被災した住宅に代わり「町内」で新たに住宅を再建した世帯の再建した住宅で使用するための家財の購入費用に対し補助金を交付しています。

対象者

浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金の対象者
次のすべての要件を満たす世帯

- (1) 平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった世帯
- (2) 津波により居住する住宅に半壊以上の被害を受けた世帯
- (3) 「町内」に新たに住宅を再建する世帯

注意 申請年度内に引渡しが完了するものに限る。

- (4) 新たに再建した住宅で使用するための家財を購入する世帯

注意 申請年度内に購入する家財に限る。

※ 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業およびその他町による同様の住宅補助を受けた世帯を除く。

補助金の額

定額100万円

注意 津波で被災した住宅に代わり、新たに町内で再建した住宅で使用するための家財の購入費用に限る。

申請期限

令和6年3月18日（月） ※必着

要綱

▶ 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金交付要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15995.pdf>



次ページへ続きます

様式

●申請するとき

- ▶ 交付申請書（様式第1号） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15989.pdf>



●事業内容を変更（中止）するとき

- ▶ 事業内容変更（中止）承認申請書（様式第3号） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15990.pdf>



●事業が完了したとき

- ▶ 実績報告書（様式第5号） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15991.pdf>



- ▶ 事業実績書（様式第6号） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15992.pdf>



- ▶ 申立書 [PDF] ※申請者と再建住宅の契約者が異なる場合

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15993.pdf>



●補助金の額が確定し、交付請求するとき

- ▶ 交付請求書（様式第8号） [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15994.pdf>



問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

【津波被災者の方へ】津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金

4月1日HP更新

町では、東日本大震災において津波の被害を受けた地域について、被災した住宅の再建を支援し町内での定住を推進するために、「町内」で新たに住宅を再建する世帯に対し補助金を交付しています。

▶ 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/18133.pdf>



対象者

次のすべての要件を満たす世帯

- (1) 平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった世帯
- (2) 津波により居住する住宅に半壊以上の被害を受けた世帯
- (3) 「町内」に新たに住宅を再建する世帯

注意 申請年度内に引渡しが完了するものに限る。

※ 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業およびその他町による同様の住宅補助を受けた世帯を除く。

補助金の種類と金額

次の(1)または(2)のいずれかひとつ

- (1) 現金再建 最大250万円

注意 再建住宅の取得経費から被災者生活再建支援金に係る加算支援金を控除します。

- (2) 借入再建 最大786万円（利子補給）

次の(ア)～(エ)の合計となります。 ※利子の利率は年利8.5%を上限とします。

- | | |
|--------------|---------|
| (ア) 住宅の建設・購入 | 最大444万円 |
| (イ) 土地の購入 | 最大206万円 |
| (ウ) 土地の造成 | 最大 58万円 |
| (エ) 家財道具の移転等 | 最大 78万円 |

申請期限

令和6年1月31日（水）

追加支援策

家財購入補助 定額100万円

次ページへ続きます 

※ 別に申請が必要です。詳しくはこちらをご覧ください。

- ▶ 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建家財購入補助金
<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/30277.html>



要綱

- ▶ 浪江町津波被災住宅に係る町内住宅再建事業補助金交付要綱 [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15974.pdf>



様式

●申請するとき

- ▶ 交付申請書（様式第1号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15975.pdf>



- ▶ 事業計画書（様式第2号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15976.pdf>



●事業内容を変更（中止）するとき

- ▶ 事業内容変更（中止）承認申請書（様式第4号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15984.pdf>



●事業が完了したとき

- ▶ 実績報告書（様式第6号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15978.pdf>



- ▶ 事業実績書（様式第7号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15979.pdf>



- ▶ 申立書 [PDF] ※申請者と再建住宅の契約者が異なる場合
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15980.pdf>



●補助金の額が確定し、交付請求するとき

- ▶ 交付請求書（様式第9号） [PDF]
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15981.pdf>



問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232



双葉町からのお知らせ

避難指示解除区域の戸別巡回の実施について（令和5年度）

4月12日HP更新

令和2年3月4日および令和4年8月30日の避難指示解除に伴い、町内の一部地域においては、立入通行証を所持することなく立入ることが可能となっており、当該地域における不審者などに対する防犯対策の強化のため、次のとおり戸別巡回を実施します。

つきましては、建物が所在している敷地へ立入りさせていただきますので、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、戸別巡回業務実施事業者は身分証を携帯しています。

戸別巡回対象区域

避難指示解除区域

戸別巡回実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

毎日午前8時30分～午後5時15分

巡回方法

未解体の建物がある敷地内へ町が委託する下記事業者（2人体制）が立入り、建物への侵入や損壊、残置車両の窃盗がないかなどを確認します。

なお、門扉やチェーンなどで敷地内に立入ることができない場合には、戸別巡回を実施しません。

また、戸別巡回の対象区域内に未解体の建物を所有されている方で、戸別巡回を希望しない場合には、大変お手数ですが下記事業者まで直接ご連絡ください。

実施事業者

一般社団法人ふたばプロジェクト

〒979-1471 双葉町大字長塚字谷沢町100-3

TEL 0240-23-7637

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

駅西住宅入居者募集（令和5年7月入居）のお知らせ

4月3日HP更新



双葉町では、町に帰還される方や町への移住・転入を希望される方のために、町内に「駅西住宅」の整備を進めています。

次の住宅の再募集を行います。入居を希望される方は、募集のお知らせを確認のうえ申込書を提出してください。

募集する住宅

● 駅西再生賃貸住宅 1戸（北エリア②）戸建(1LDK)住戸番号1-2号

▶ 駅西住宅入居者募集のお知らせ [PDF]

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/yoko_r0506.pdf



申し込み方法

「駅西住宅申込書」に必要事項を記入し、郵送、持参、メールで総務課まで提出してください。

▶ 駅西住宅申込書 [Word]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/moshikomi.docx>



▶ 駅西住宅申込書（記入例） [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14381/kinyurei.pdf>



申込期限

4月28日（金）

問い合わせ

総務課

TEL 0240-33-0124

双葉町HP「町長の活動状況」から

第3回復興町民委員会を開催

3月3日

3月3日、双葉町役場において第3回復興町民委員会が開催され13人の委員が出席されました。

伊澤町長は「一步、一步、町は確実に復興への歩みを進めておりますが、皆さまのご意見と行政が一体となることで、町の復興はより確実なものになります。忌憚のないご意見、ご協力を賜りますようお願いいたします」とあいさつしました。



公明党議員団との意見交換会

3月4日

3月4日、公明党の山口那津男代表ほか14人が来訪し、双葉町役場において福島復興加速化会議が開催され、意見交換が行われました。

伊澤町長は、1. 特定復興再生拠点区域外における取り組みの具体化について、2. 復興のスタートに立つた町へ重点的サポート、3. 町民の実態に即した賠償の実施、4. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導、5. ALPS処理水をめぐる責任を持った対応について要望内容を説明し、伊藤町議会議長とともに要望書を手渡しました。



富山県富山市の方から花の寄贈

3月10日

3月11日で東日本大震災から12年目を迎える前日の3月10日、富山県富山市藤ノ木病院の舟坂多美子様から追悼のチューリップ60本をお送りいただきました。

60本の色とりどりのチューリップは、庁舎内に飾り、玄関前において来庁した方に差し上げました。

伊澤町長は「震災から12年が経った今でも双葉町に思いを寄せていただき、きれいなチューリップの花を毎年お送りいただいていますことに心から感謝申し上げます」と述べました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

立憲民主党国会議員が双葉町内を視察

3月6日

3月6日、立憲民主党東日本大震災復興対策本部から玄葉光一郎本部長、小熊慎司副本部長、金子恵美事務局長ほか9人が双葉町役場新庁舎やJR双葉駅周辺、駅西住宅を視察しました。

伊澤町長は、役場新庁舎内を説明しながら案内し、JR双葉駅や駅西住宅内を徒歩で歩きながら復興状況について説明し、継続した支援をお願いしました。



双葉町キャンドルナイト

3月10日、11日

3月10日、11日の両日、JR双葉駅前広場において復興支援団体ラブフォーニッポンと双葉町との共催による「ただいま、おかえり双葉町キャンドルナイト」が行われました。

駅前広場一面に設置されたろうそくには町民や来場者の皆さんが双葉町の復興への願いを込めて寄せたメッセージが書かれ、伊澤町長も「復活」とメッセージを書いてキャンドルに火を灯すと、キャンドルの温かな光が双葉の夜を照らしました。



NHK「おはよう日本」生中継

3月11日

3月11日、午前7時からHNK放送局「おはよう日本」の生中継が双葉町役場庁舎前において行われ、伊澤町長は井上次郎アナウンサーからのインタビューや、スタジオからの質問に答えました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

太田経済産業副大臣が献花

3月11日

3月11日、太田房江経済産業副大臣が産業交流センターを訪れ、会場内に設置されたインフィオレーターに花びらを添え、祭壇に献花を行い、震災により犠牲になられた方々を追悼しました。

伊澤町長は太田副大臣に震災当時のことや、双葉町の復興状況について説明し、さらなる支援をお願いしました。

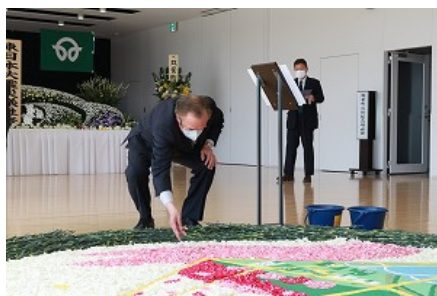


追悼献花式

3月11日

3月11日、双葉町産業交流センター内に追悼献花場が設けられ、ご遺族をはじめ多くの方々が献花に訪れました。

会場内には花びらで絵を描くインフィオレーターも設置され、伊澤町長は花絵に花びらを添え、祭壇に献花を行い、会場に集まった皆さんとともに午後2時46分に震災により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込めて黙とうを捧げました。



TBS「報道特集」生出演

3月11日

東日本大震災から12年目となる3月11日、午後7時から「報道特集」の生中継がJR双葉駅前で行われ、伊澤町長は震災から12年の双葉町の歩みを振り返るとともに、今後の課題や村瀬健介アナウンサーからの質問に答えました。



双葉町HP「町長の活動状況」から

双葉中学校卒業証書授与式

3月13日

3月13日、町立学校仮設校舎体育館において第73回双葉中学校卒業証書授与式が行われ、今年度は4人の卒業生に卒業証書が授与されました。

伊澤町長は、卒業生に「新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの行動制限がある中であっても皆さんは、学校のリーダーとして、下級生と協力しながら、さまざまな場面で活躍をされました。これまでの双葉町立学校で身に付けたことに自信と誇りを持って、前進してください。今後、さらに多くの経験を重ね、自ら考え、判断し、さまざまな課題を解決できるように努力を続けてください」と祝辞を述べ、記念品を贈りました。



双葉町立南・北小学校卒業証書授与式

3月23日

3月23日、町立学校体育館において双葉南・北小学校の卒業証書授与式が挙行されました。

伊澤町長は、6人（南小2人、北小4人）の卒業生に対し「自分の行動に責任を持ち、周りの人の気持ちを考えることのできる立派な人に成長してください。今日のこの感激を忘れることなく、中学校生活が希望と喜びで満ちあふれ、活躍されることをお祈りいたします」とお祝いの言葉を述べるとともに、記念品を贈りました。



ふたば幼稚園修了証書授与式

3月23日

3月23日、ふたば幼稚園さくら組において修了証書授与式が挙行されました。1人の園児に修了証書が手渡され、伊澤町長は「4月からは小学1年生です。新しい小学校では先生や友だちとの出会いがあります。今まで以上に友だちやお兄さん、お姉さんと仲良く過ごしてください」とお祝いの言葉を述べました。



中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償のご案内 ～WEBでの請求に関するよくある質問～

Q WEBでの請求とは、どのようなものか。

A いつでもご請求が可能となり、従来の紙面によるご請求に比べ、お電話や書面を作成いただくお手間を軽減することができますので、ぜひご利用ください。

Q だれでもWEBで請求等できるのか。

A WEBを通じたご請求等は、世帯代表者さまからお手続きいただけます。
以下の条件に該当しない方は、WEBからご請求いただけます。

＜WEBでの請求および世帯構成変更ができない方＞

- ・世帯構成の変更において、新たに世帯代表者となられる方
- ・家財賠償などご請求をいただけていない賠償項目がある方
- ・訴訟やADR手続きでお支払いを受けたことがある方など
- ・精神的損害の増額事由①～⑩のご請求(6月20日からご請求受付開始予定) 等

Q 申し出番号は、どこで確認できるか。

A 過去の振り込み通知や合意書など、申し出番号欄に記載ある10桁の番号になります。
申し出番号がご不明な場合は、弊社コールセンターの専用ダイヤル（0120-926-470）にお問い合わせください。

Q WEBで請求すれば、電話連絡や書面作成などなく、すぐに支払われるのか。

- A
- ・本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域、または県南地域、宮城県丸森町にあった方で、単身世帯の方は、WEB請求が完了すれば、ご請求内容を確認後、速やかにお支払いさせていただきます。
 - ・本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域にあった方で、単身世帯の方は、WEBでのご請求受付後、弊社にてご請求内容を確認させていただき、合意書を発送させていただきますので、必要事項を記載のうえ、ご返送ください。合意書を確認後、速やかにお支払いさせていただきます。
 - ・本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域にあった方で、2人以上の世帯の方は、WEBでのご請求受付後、弊社にて1週間を目安に委任書を送付させていただきます。委任書をご返送いただいた後、弊社にて請求内容をご確認させていただき、合意書を発送させていただきますので、必要事項を記載のうえ、ご返送ください。合意書を確認後、速やかにお支払いさせていただきます。

次ページへ続きます 

Q 「本人認証受付」画面からログインできない。

A ログインできない場合、ご入力いただいた以下の情報が正しいかご確認ください。
以下の情報を確認いただいても解決しない場合には、WEBからご請求いただけない可能性がございますので、弊社コールセンターの専用ダイヤル（0120-926-470）にお問い合わせください。

- 代表者さまのお名前（フリガナ）
世帯代表者さまのお名前を全角カタカナで、氏名の間空白を入れずに入力してください。
- 代表者さまの生年月日
世帯代表者さまの生年月日を入力してください。
- 電話番号
過去にご請求いただいた請求書に記載した電話番号を入力してください。

以下のお申し出番号か口座番号のいずれかを入力してください。

- お申し出番号
過去の振込通知や合意書などがお手元にある場合は、申出番号欄にある10桁の番号を入力してください。
- 口座番号（下5桁）
過去にご請求いただいた請求書に記載した振込先口座の下5桁を入力してください。

Q 「紙の請求書をお待ちください」とメッセージが出たが、いつ頃届くのか。

A 5月以降、準備が整い次第順次発送いたします。

Q 「委任書を発送する」とメッセージが出たが、いつ頃届くのか。

A ご請求受付完了後、1週間を目安に発送させていただきますが、受付開始直後等、多くのご請求をいただいた場合は、2～3週間程度、発送にお時間をいただく場合がございます。ご容赦いただきますようお願いいたします。

Q 受付完了画面で、「合意金額が**」と表示されたが、金額を確認したい。**

A 「世帯情報の確認」画面で「避難されていた場所」にチェックをご選択いただいた場合には、お申し出いただいた「避難されていた場所」に応じた賠償額となるため、受付画面に金額を表示できません。
ご請求内容確認後に発送させていただく合意書にてご確認をお願いいたします。

■ 中間指針第五次追補決定に係る精神的損害等の賠償に関するご相談専用ダイヤル

 **0120-926-470**

県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
新潟市	757	燕市	49	聖籠町	-
長岡市	177	糸魚川市	3	弥彦村	7
三条市	57	妙高市	5	田上町	-
柏崎市	459	五泉市	16	阿賀町	-
新発田市	136	上越市	22	出雲崎町	-
小千谷市	7	阿賀野市	31	湯沢町	7
加茂市	9	佐渡市	23	津南町	-
十日町市	13	魚沼市	2	刈羽村	22
見附市	14	南魚沼市	3	関川村	-
村上市	39	胎内市	26	粟島浦村	-
		合計	1,884		

(前月 1,908)

3月31日現在

区分	人数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	5
2 借上げ仮設住宅	32
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,847
1+2+3 (市町村把握分)	1,884
4 病院	0
5 社会福祉施設	3
合計	1,887

(前月 1,911)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2023.4.12現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	14	34
原町区	3	3
南相馬市 計	17	37
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	24	55

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511